

全国公共図書館協議会の活動を皆様にお知らせする『ニューズレター』は、1983（昭和53）年1月、「体裁は気取らず、随時情報をお届けする」との考えで、手書きの報告として創刊されました。以来40年、全国の公共図書館をつなぐ媒体として刊行を続け、今回で100号を迎えることができました。今号の題字は創刊時の手書きのものです。これからも会の活動を中心に公共図書館を巡る動き等も掲載してまいります。引き続きよろしくお願いたします。

目次

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会	1
資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会	2
図書館における著作物の利用に関する当事者協議会	8
著作権に関する図書館団体懇談会	8
全国公共図書館協議会の調査・研究事業	8
令和4年度（2022年度）全国公共図書館協議会 総会等	8
令和4年度（2022年度）研究集会、研修等予定	8

◇ 「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」

「著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）」により、図書館等による図書館資料のメール送信等を可能とする制度が設けられました。

サービス施行に向け、出版関連団体等の権利者側と図書館関係団体側から成る「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」が設置されました。本協議会は、総合的な見地から意見交換を行う「全体会」と、個別の検討事項に関する意見交換を行う「ガイドライン分科会」、「補償金分科会」、「特定図書館等分科会」、「事務処理等スキーム分科会」の4つの分科会から構成されています。

構成団体は、28団体です。図書館側からは、国立国会図書館、国公私立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、日本博物館協会、全国美術館会議、日本図書館協会の7団体、教育委員会連合会が2団体、権利者・出版者側は日本文藝家協会、美術著作権連合、日本書籍出版協会、日本雑誌協会をはじめとする19団体です。オブザーバーは、全国知事会、国立大学協会、日本複製権センター等の13団体です。

全国公共図書館協議会では、全体会の委員として事務局参与を派遣しています。分科会については、特定図書館等分科会では座長として、他の分科会については委員として事務局次長を派遣しています。

令和3年度の開催状況、協議内容は以下のとおりです。

【開催状況】

- ・ 令和3年10月28日（木） 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会（第1回）
- ・ 令和4年1月19日（水） 第1回ガイドライン分科会
- ・ 令和4年2月9日（水） 第1回補償金分科会
- ・ 令和4年2月10日（木） 第1回特定図書館等分科会
- ・ 令和4年2月21日（月） 第2回ガイドライン分科会
- ・ 令和4年3月14日（月） 第2回特定図書館等分科会

【協議内容】

日本図書館協会著作権委員会「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」のページを御覧ください。

<http://www.jla.or.jp/committees/chosaku//tabid/946/Default.aspx>

◇ 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」

国立国会図書館では、著作権者・出版者団体、大学、図書館など関係の団体や機関と、デジタル化した資料の利用提供方法などについて継続的に協議を行っています。資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会の委員として、全国公共図書館協議会の事務局参与を派遣しています。

令和3年度の開催状況、協議内容は以下のとおりです。

【開催状況】

- 令和3年度第1回 令和3年7月1日（木）
- 令和3年度第2回 令和3年11月19日（金）
- 令和3年度第3回 令和4年3月7日（月）

【協議内容】

各会の内容は以下のとおりです。

第1回関係者協議会

1 報告事項

以下の内容について、報告がありました。

(1) 資料デジタル化の進捗状況

令和3年5月時点の累積件数は、図書は約97万件、雑誌約134万件、他機関所蔵資料のデジタル化資料を含めた累積提供総数は約277万点であることが報告された。

(2) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の館内複写の実施状況

令和2年12月から令和3年4月までの月別複写実績が合計約4,000件と報告された。

(3) デジタル化資料の図書館間貸出代替措置による利用状況

令和3年1月から4月までの利用実績は0件との報告があった。

(4) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

令和3年4月30日時点の申請・承認館数及びサービス実施から令和3年4月末までの利用状況等が報告された。

(5) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの除外手続における入手可能性調査で用いるデータベースについて

以下について、報告があった。

- ・平成30年1月末をもって「hon.jp」がサービスを終了したため、「e-hon」を代替しているものの、「e-hon」では電子書籍を検索することができず、厳密には「hon.jp」の代替手段とはなっていない。
- ・平成31年3月に「Books.or.jp」のリニューアルが行われ「PubDB」となり、その後「Books」となっているが、「Books」は入手可能な資料だけでなく、入手不可能な資料も検索でヒットするため、入手可能性調査で利用するのに適さなくなった。そのため、令和元年度以降は平成30年に「Books.or.jp」を対象に実施した入手可能性調査の結果を採用している。別途「Books」を運営する日本出版インフラセンターから絶版資料のデータを有償で入手することも検討したが、同センターと調整の見込みが立っていない。

2 協議事項

以下のとおり説明があり、了承されました。

(1) 国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書について

国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会で了承された合意文書（案）について説明があった。

(2) 送信資料を用いた送信先機関による著作権法第37条に基づく複製等及び対面朗読について

国立国会図書館からの送信先となる図書館等（以下「送信先機関」という。）が、国立国会図書館より送信を受けた資料（以下「送信資料」という。）を用いて、著作権法第37条第1項及び第2項に基づく点字による複製等、同第3項に基づく視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障害者等」という。）のための複製等（音訳、テキストデータ化等）並びに対面朗読を実施することを以下のとおり認めることとしたい。

ア 著作権法第37条に基づく複製等（視覚障害者等のための点訳、音訳、テキストデータ化等）送信資料を用いた送信先機関による著作権法第37条に基づく複製等（視覚障害者等のための点訳、音訳、テキスト化等）を認める。

(ア) 点字資料の製作と提供（著作権法第37条第1項及び第2項）

送信先機関が送信資料を用いて点字資料を製作し、提供する場合は、著作権法第37条第1項及び第2項にのっとり実施すること。

(イ) 視覚障害者等用資料（録音図書やテキストデータ等）の製作と提供（著作権法第37条第3項）

送信先機関が送信資料を用いて、視覚障害者等のために視覚障害者等用資料（録音図書やテキストデータ等）を製作及び提供する場合は、著作権法第37条第3項及び「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」にのっとり実施すること。なお、実施できる者は、送信先機関のうち、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第2条第1項各号で規定する機関のみである。

イ 視覚障害者等への対面朗読

著作権法上許容される限りにおいて、送信資料を用いた送信先機関による視覚障害者等に対する対面朗読の実施を認める。

ウ 開始時期

令和4年4月

第2回関係者協議会

1 報告事項

以下の内容について、報告がありました。

(1) 国立国会図書館未収入手困難資料のデータ収集について

「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」(令和3年7月1日)において、「大学図書館・公共図書館等の各図書館等は、国民の情報アクセスを確保する観点から、国立国会図書館及び文化庁・文部科学省からの依頼に応じて、国立国会図書館への積極的な絶版等資料の提供に努めることが望ましい。」とされたことを踏まえ、未収入手困難資料のデータ収集を行うことが報告された。令和4年5月から開始する予定である。

対象機関は国内の公共図書館及び大学図書館等、対象資料は国立国会図書館未所蔵の絶版等で入手困難な資料について、当該資料をその所蔵機関がデジタル化したデータが収集対象であり、当面は国内刊行の図書・雑誌が主な対象である。収集されたデータは国立国会図書館デジタルコレクションで保存するとともに、各資料に応じた範囲(館内提供、図書館・個人送信、インターネット公開)で提供される。

(2) 国立国会図書館内・図書館送信限定公開デジタル化資料の画像データ提供の試行について

令和3年7月1日から開始した国立国会図書館内・図書館送信限定公開デジタル化資料の画像データ提供の試行の概要及び申請の概況が報告された。令和3年7月から10月までの月別申請件数が合計23件と報告された。

2 協議事項

以下のとおり説明があり、了承されました。

(1) 国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項の改正について

著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)が令和3年5月26日に成立し、絶版等資料の個人への送信について、送信先機関における複製についての規定が改正されたため、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」(平成24年国図電1212041号)の複製に関する部分について修正を行うことが説明された。

あわせて、同合意事項に規定された入手可能性調査に用いる目録や事前・事後の除外手続き等についても、実際の運用に即して修正することが説明された。

ア 修正箇所

- ・複製に関する規定の修正
- ・除外手続における入手可能性調査に用いる目録の修正
- ・除外手続の申請者の明記
- ・送信対象資料の修正

イ 商業出版雑誌の送信について

図書館送信合意事項においては、商業出版雑誌については当面送信を留保している。しかし、商業出版雑誌の中には、学協会の刊行物のうち商業出版社に販売を委託しているタイトルも含まれており、学術情報の発信の点からも課題となっているため、関係者から合意を得られた資料については送信対象にできるよう、該当箇所を修正する。

該当資料の送信にあたっては、関係者の合意を得た後、他の資料と同様の入手可能性調査及び事前・事後の除外手続を経て送信を開始する。

(質疑応答)

- ・商業出版社に関する資料について、関係者の合意を得られたものを除き、とあるが、「関係者」の具体的な想定は。

→本協議会での確認を想定している。

- ・個別タイトルについて、合意形成は必要なく、国立国会図書館の判断ということになるのか。
→タイトルレベルで合意形成を図りたいと考えている。
- ・実際、どのくらいの点数がデジタル化されていて送信の対象になるのか。
→正確な数はまだ把握できていない。国立国会図書館で確認が取れたものを段階的に提示する想定である。
- ・入手可能性調査について、雑誌の場合は単体売りではなく、ライセンス契約やデータベース提供というものもあるが、それらも入手可能という整理になるという認識でよいか。有償データベースに掲載されているものなど、不特定多数の機関に提供されているものも入手可能だと理解している。また、有償データベースは個人で契約できるものもある。
→商業出版社が発行している雑誌及び著作権管理団体に委託されている雑誌については、確認して送信から除外しているほか、国立国会図書館におけるデジタル化対象タイトル選定時には、国立国会図書館がライセンス契約している有償データベースに含まれるものを確認のうえ除外している。国立国会図書館から送信候補タイトルを提示する際には、どのような確認を経た上で候補としたのかも整理してお出する。
- ・図書館向けの送信なので、有償で図書館に提供されているものも対象外だと認識している。有償データベースで提供されているものについても、図書館送信で提供することは避けるべき。確認が必ずしも完璧でないのは分かるが、オプトアウトの基準を満たしているかが問題である。
→一般に入手可能かどうかで判断することになっているが、国立国会図書館で確認できる範囲では除外しており、オプトアウトの基準も満たしていると考えている。

【参考】合意事項のリンク（令和3年12月3日現在）

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html#soshin>

（２）視覚障害者等用データ送信サービスを通じた視覚障害者等への全文テキストデータの提供について

国立国会図書館デジタルコレクションに格納されたデジタル化資料から作成する全文検索用のテキストデータ（以下「全文テキストデータ」という。）について、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に掲げるアクセシブルな電子書籍等の量的拡充に資するため、以下のとおり、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスを通じて視覚障害者等に全文テキストデータを提供することとしたい。

ア 利用対象者

（ア）ガイドラインに基づき視覚障害者等に該当する者として国立国会図書館が確認した上で同サービスの利用者登録をした個人

（イ）視覚障害者等へのサービス提供体制が整備されていることを書面により当館が確認し、サービスを利用することを承認した図書館等

イ 全文テキストデータの視覚障害者等への提供について

（ア）全文テキストデータの提供方法

デジタルコレクションに収録した画像データから OCR 機能により全文テキストデータを作成し、視覚障害者等用データ送信サービスに登録している視覚障害者等及び図書館等（視覚障害者等に提供する場合のみ）に対して、提供し、校正は行わない。

（イ）提供対象からの除外について

著作権法第 37 条第 3 項ただし書に基づき、既に同じ方式の視覚障害者等用資料が市場に流通している場合には、該当する全文テキストデータを視覚障害者等への提供対象から除外する。

ウ 提供時期

令和 5 年 1 月以降

(質疑応答)

- ・図書館、個人の利用者両方に送るということだが、目的外利用の禁止等の誓約書は取るのか。
→目的外利用の禁止等について明示する想定だが、誓約書を取る形ではない。
- ・図書館に対しては送信対象として承認する前に、誓約書を取ることができるのではないか。
→サービス対象の図書館に対して不正利用を抑止するための手立てを打つようにという御意見として承った。詳細を確認したうえで改めて御報告したい。

(3) 国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書の改正について

同合意文書について、デジタル方式の複製防止措置の方向性が定まったため、「2 本件資料のデータの送信形態」について修正したいとの説明があった。また、サービス開始月についても明記することが説明された。

【参考】合意文書のリンク (令和3年12月3日現在)

https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2021/211222_01.html

第3回関係者協議会

1 報告事項

以下の内容について、報告がありました。

(1) 資料デジタル化の進捗状況

令和4年1月時点の累積件数は、図書は約98万件、雑誌約134万件、他機関所蔵資料のデジタル化資料を含めた累積提供総数は約279万点であることが報告された。

(2) 補正予算によるデジタル化等の実施について

令和2年度補正予算(第3号)及び令和3年度補正予算(第1号)での実施事項が報告された。

ア 令和2年度補正予算(第3号)での実施事項

(ア) 図書資料のデジタル化

1969(昭和44)年から1987(昭和62)年までに整理した国内刊行図書の約半数、約30万冊をデジタル化した。デジタル化資料は順次国立国会図書館デジタルコレクションに登録しており、来年度から順次館内公開を行っていく予定である。

(イ) デジタル化設備の整備

館内でデジタル化作業を行うためのブックスキャナ、マイクロフィルム用スキャナ等を導入し、形態が特殊なため大規模な外部委託には適さない資料(小冊子、文書類等)のデジタル化を実施中である。

(ウ) 全文テキスト化の推進

国立国会図書館デジタルコレクションに収録されているほぼ全ての資料を対象として、機械学習によるカスタマイズを施した商用OCRサービスによる全文テキスト化を実施した。

(エ) 電子書庫機能の拡張等

デジタル化資料を格納するデジタルデポジットシステム(国立国会図書館デジタルコレクションを含む。)のストレージの増強及び機能拡張を実施している。

イ 令和3年度補正予算(第1号)での実施事項

(ア) 図書資料のデジタル化

1969(昭和44)年から1987(昭和62)年までに整理した国内刊行図書の約半数、約32.2万冊をデジタル化する予定である。

(イ) 視覚障害者等用データ作成のためのOCR処理プログラムの研究開発

視覚障害者等向けの音声読み上げにより適した全文テキストを生成できるよう、機能向上のための研究開発を実施予定である。

(ウ) 電子書庫機能の拡張等

(3) デジタル資料の長期保存に係る取組の進捗状況について

デジタル化した資料の画像、フロッピーディスク (FD) 等のパッケージ系電子出版物等のデジタル資料の長期保存に係る令和3年度の取組について、実施状況が報告された。

(4) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況

令和3年5月から12月までの月別複写実績が合計約6,100件と報告された。

(5) デジタル化資料の図書館間貸出代替措置による利用状況

令和3年5月から令和4年1月までの利用実績は0件との報告があった。

(6) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの資料点数について

令和3年1月15日及び令和4年1月12日時点の図書館資料送信点数と、その間の除外手続き状況が報告された。35点の図書について除外申出があり、内31点が除外された。

(7) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

令和4年1月31日時点の申請・承認館数及びサービス実施から令和4年1月末までの利用状況等が報告された。令和4年1月31日時点で、参加館数が1,341館となった。

【参考】図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館一覧 (令和4年3月1日現在)

http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html

2 協議事項

以下のとおり説明があり、了承されました。

送信を留保している商業出版雑誌を送信候補とすることについて

「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」(平成24年国図電1212041号)に基づき、送信を留保している商業出版雑誌1タイトルについて、編者から送信要望があったため、送信候補としてよいか説明があった。

(質疑応答)

・商業雑誌の送信を行うとのことだが、オプトアウトはどのような形で行うのか。今回は編者から要望があるということだが、著作権者の視点では第三者が勝手に許諾しているように見える。雑誌の場合は記事単位でオプトアウトできた方がよいのではないか。

→図書と同様に雑誌についても、著作者本人から論文・記事単位で除外申出を受け付けており、要請があれば巻号単位で送信を取りやめることとしている。既に送信対象となっている非商業出版雑誌についてもご指摘の懸念は当てはまるものであり、本手続きは既に運用されている。

3 その他

以下のとおり報告がありました。

(1) 個人向けデジタル化資料送信サービス (個人送信) の準備状況について

令和4年2月1日にプレスリリースを出した。令和4年5月19日のサービス開始に向けて、準備を進めている。次回の関係者協議会で、個人送信開始後の利用状況について報告したい。

(2) 視覚障害者向け全文テキストデータの提供の検討状況について

前回の関係者協議会で協議した後、当事者団体と権利者団体との間で、何をもってアクセシブルとするかについて、認識が合っていないことが判明した。前回の協議事項はいったん白紙に戻し、改めて読書バリアフリー法関係での協議会で協議していくこととしたい。

◇ 「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」

令和3年度は開催されませんでした。

◇ 「著作権に関する図書館団体懇談会」

令和3年11月24日（水）に、「著作権に関する図書館団体懇談会および図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会図書館関係団体会議」として開催されました。

内容については、日本図書館協会著作権委員会「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」のページを御覧ください。

<http://www.jla.or.jp/committees/chosaku//tabid/946/Default.aspx>

◇ 全国公共図書館協議会の調査・研究事業

令和3年度は、令和4年度との2か年で、「公立図書館における読書バリアフリー」をテーマに調査・研究事業に取り組んでいます。令和3年度は、専修大学文学部の野口武悟教授の御助言のもと、全国調整委員会及び編集委員会において調査票を作成、都道府県及び市区町村の公立図書館を対象に実態調査を実施しました。年度内に調査結果を集計し、報告書をまとめる予定です。

報告書は都道府県立図書館の中心館等に送付し、あわせて全国公共図書館協議会のウェブサイトにPDFファイルで掲載する予定です。

この報告書が、障害者サービスや情報アクセスの向上を考える基礎資料として御活用いただき、全ての人に開かれた図書館の実現に寄与できれば幸いです。

◇ 令和4年度（2022年度）全国公共図書館協議会 総会等〈全公図〉

期 日	開 催 地	予 定
令和4年5月下旬予定	東京都立中央図書館	理事会 ※Web開催を予定
令和4年6月下旬予定	東京都立中央図書館	総会・設立50周年記念講演会 午前10時～午後3時 ※Web開催を予定

◇ 令和4年度（2022年度）研究集会、研修等予定

○ 全国公共図書館研究集会〈日本図書館協会公共図書館部会〉

区 分	期 日	開催地
サービス部門 総合・経営部門	令和4年10月27日（木） ・28日（金）	福井県

○ 全国図書館大会〈日本図書館協会〉

期 日	開 催 地
令和4年10月6日(木)・7日(金)	群馬県 (Web開催)

○ 図書館地区別研修について

文部科学省及び関係都道府県教育委員会等が開催する図書館地区別研修は、勤務経験が概ね3年以上の司書等を対象に、次表の6地区で、4日間の日程でそれぞれ開催が予定されています。

詳細については、開催都道府県の教育委員会から別途、地区内の教育委員会や図書館に通知されます。

地 区	
北海道・東北	近畿
関東・甲信越静	中国・四国
東海・北陸	九州・沖縄

○ 新任図書館長研修について

文部科学省及び国立教育政策研究所等が公共図書館に就任して1年未満の図書館長を対象に行う研修です。令和4年度は下表のとおり実施が予定されています。

期 日	開催地
令和4年8月29日(月)～9月2日(金) 中の3～4日間	東京の主会場及び都道府県・政令指定都市の副会場 で実施予定

○ 図書館司書専門講座について

文部科学省及び国立教育政策研究所が公共図書館の勤務経験が概ね7年以上で指導的な立場にある司書を対象に行う研修です。令和4年度は下表のとおり実施が予定されています。

期 日	開催地
令和4年6月16日(木)～29日(水)	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター ※6月16日～24日はWeb開催